



平成 25 年 9 月 18 日

各 位

上場会社	フジテック株式会社
代表者	代表取締役社長 内山 高一
(コード番号	6406)
問合せ先責任者	常務執行役員財務本部長 加藤 義一
(TEL	0749-30-7111)

「従業員持株会支援信託ESOP」導入(詳細決定)に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 8 日開催の取締役会において、中長期的な企業価値の向上を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ESOP」(以下「ESOP信託」といいます。)の導入を決定いたしました。本日開催の取締役会において、ESOP信託の設定時期、信託期間、取得株式の総額等の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ESOP信託導入の目的

当社は、従業員に対して業績向上のインセンティブを付与することにより、当社の株価や業績に対する従業員の意識をより一層高めることで中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、本制度を導入するものであります。

2. ESOP信託の概要

ESOP信託とは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、従業員持株会と信託を組み合わせることで、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであります。

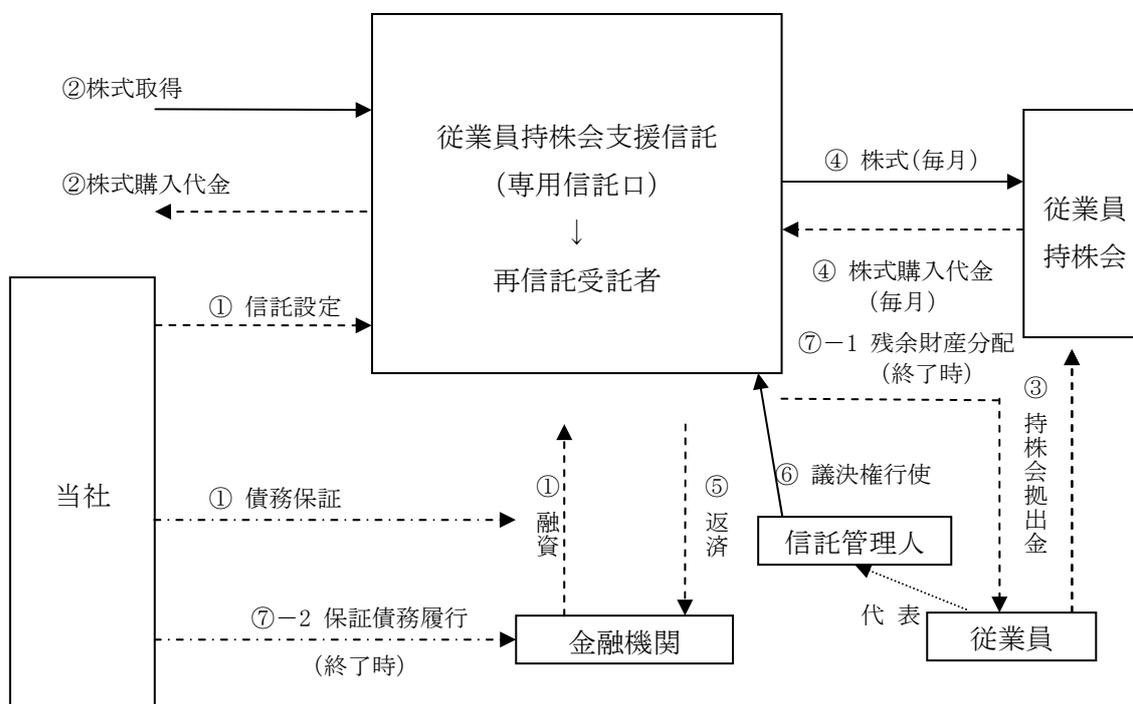
当社が「フジテック社員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後一定期間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の取得株式数に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の負担はありません。

3. 信託契約の詳細

- ①信託の種類: 特定金銭信託(他益信託)
- ②委託者: 当社
- ③受託者: 株式会社りそな銀行
- ④受益者: 当社持株会会員のうち、受益者要件を充足する者
- ⑤信託契約日: 平成 25 年 9 月 25 日(予定)
- ⑥信託の期間: 平成 25 年 9 月 25 日から平成 31 年 10 月 31 日(予定)
- ⑦議決権行使: 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、ESOP信託が保有する当社株式の議決権を行使します。
- ⑧取得株式の種類: 当社普通株式
- ⑨取得株式の総額: 10 億円(程度)

※当社持株会への売却によりESOP信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に、信託収益を受益者に分配し、信託は終了します。

(ご参考)ESOP信託の仕組み



- ① 当社は金融機関に従業員持株会支援用の信託口を設定し、当該信託は金融機関から株式購入資金の融資を受けます(当社は当該融資に債務保証します)。
- ② 専用信託口は、借入金を原資として当社株式を取得します。
- ③ 従業員は持株会拠出金を毎月従業員持株会に払い込みます。
- ④ 従業員持株会は一定期間にわたり専用信託口から毎月株式を購入します。
- ⑤ 専用信託口は、株式売却代金を原資として金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 専用信託口の株式の議決権は信託管理人が行使します。
- ⑦-1 信託終了時、株価上昇により専用信託口に借入金完済後も残余財産がある場合
⇒ 当初定める方法に従い、受益者(従業員)に財産を分配します。
- ⑦-2 信託終了時、株価下落により専用信託口において借入金の返済原資が不足した場合
⇒ 当社が金融機関に対して保証債務を履行します。

以 上